

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷六十第

行發日一月三年二十正大

論叢

サン・シ
モン派の社會改造哲學及び連帶思想

文學博士 米田庄太郎

加特力教の社會論者に就て

法學博士 田島 錦治

階級に就いて

文學博士 高田 保馬

基督教文明の發展概論

法學博士 財部 靜治

時論

地租論

法學博士 小川郷太郎

小作調停法案に就て

法學博士 河田 嗣郎

說苑

舊岡山藩の社倉法に就て

經濟學士 黒 正 巖

雜錄

米國研究の必要

法學士 本庄榮治郎

性別年齢別失業統計

經濟學士 岡崎 文規

アダム・スミス生誕二百年

法學士 本庄榮治郎

小作調停法案に就て

河田 嗣 郎

一 序 言

我國の小作爭議は、數年前迄は諸所に隱顯する小火に過ぎなかつたものが、近年急激に發展して全國各隅に延焼し、今や殆んど手の着けやうなきまでに猛威を逞うせんとする勢あること、誰の目にも明かな所である。此の狀勢に對して何等かの策を講せなければならぬといふ考は、政府や地方當局にも又公私の農政諸團體の間にも、夙に起つて來ただけれども、さて是ぞといふ妙案もなく、尙ほ問題は所謂研究中に在る。然るに先年作られた小作制度調査會は之に對して先づ調停法を作る必要を認め、昨年の秋其案を議定した。其の法案は當時新聞紙上にも公にせられた所である。

小作制度調査會の作製したその小作調停法案が、今期議會に提出さるゝや否やは、まだ定まつて居ないやうな噂で、少くとも本稿起草の時までには提出の運びに至らなかつた。又それが愈々議會に提出されたとしても、無事に議會を通過して、法律となり得るや否やは、固より今にして之を知る由もない。

併し私はたゞ問題研究のために、小作制度調査會の作つた小作爭議調停法案に就いて、その目的とし、其の組織せんとし、その行はんとする所のものを明かにすると同時に、私一個の此等諸點に關する所見を述べて見たいと思ふ。

二 調停制度

先づ彼の小作調停法案なるものは、如何なる目的と機能とを有する機關を組織して、小作爭議に對して如何なることを行はんとするものなりやと見るに、其の目的とする所は、法案第一條に掲げられた所に照せば、廣く小作料其他小作關係に付き爭議を生じたる場合に、之が調停を行はんとすることに存するやうである。廣く「小作料其他小作關係に付き爭議を生じたるとき」としてあるから、其の爭議は苟も小作關係に付き生じたるものたる限り、どんな事柄に關する爭議でもよい。随分重大なことも、又頗る下らぬことも、悉く之を調停せんとするものであつて、たゞ第七條に於て、當事者が義務の回避其他不當の目的を以て濫りに調停の申立を爲したりと認むるときは、之を却下し得るものとせられて居るに過ぎぬ。此點は、英國其他の小作法に於ける仲裁々判所や「クローター」委員會や土地裁判所や、更には又獨逸の小園藝地及び小作地法に依る仲裁々判所や、同國及び普魯西の一九二〇年の小作保護法に依る仲裁々判所や、伊太利の小作爭議仲裁

のを見て差支ないであらうか。借家争議の如きは面倒な問題には相違ないけれども、之が爲めに社會生活の根本に動搖を感ずるほどの不安が生じて、又之が爲めに社會經濟の行詰りを生ずるほどのものではあり得ない。然るに小作争議に至つては、農村生活は場合に依ては之が爲めに覆らんとし、農業經濟の破綻と食糧問題の行詰との將來さるゝことなきをも保し難きほどの問題である。此の意味からすれば、小作争議と都市の借地借家争議とを同一様に取扱ふのは、吊鐘と提灯を両天秤棒に荷ふといふほど不釣合ではないか知れぬが、大分社會的の意義に輕重あるものを、一天秤にかける譏は免れ難いであらう。

併し夫れは夫れとして、立歸つて、争議の調停とは抑も如何なることを意味するかといふに、小作争議といはず、労働争議といはず、之に對して方今諸國に於て實際に行はれて居る所のものには、之を和解せしむる道(cconciliation)仲裁する道(arbitration)と二つある。もつと細かにいへば、前者には又當事者だけでする和解(negotiation)と第三者の居中調停による和解(mediation)とがあり、後者は即ち仲裁々判である。而して和解と仲裁々判とが制度として出來上つた場合に、其の區別はどこに在るかといへば、其の主要なる點は、和解は飽迄當事者の意思によつて成立ち、たとへ居中調停の行はるゝ場合といへども、和解を爲すや否や、和解の條件を容れ之に服するや否やを決定するものは、當事者の意思であつて、何物も之を強制する所がない。然るに仲

裁々判は通常の裁判の如く行はれ、そは裁判たるが爲めに當事者の意思に依らず、その仲裁決定は決定たる効力を有し、當事者は之に服従する義務を負ひ、罰則を設けても法律はその仲裁決定を執行せんとする性質のものなりとする。²⁾

現今諸國に行はれて居る小作爭議調停制は、進んだものは多くは仲裁々判的のものとなつて居る。そしてそれは又多くは一面に於ては和解的の働をするのであつて、和解の成立つ限りは和解を爲さしめ、和解が成立たなければ仲裁々判としての決定を與ふるものとする。然るに今我國に於ける小作制度調査委員會の小作調停法案なるものを見れば、上に掲げたる居中調停としての和解機關を造り、之をして爭議當事者に對し居中調停を爲さしめんとするものたるに外ならぬ。即ち法案は調停の成ること成らぬとは當事者の意思に依るものとし、調停成り之に對して裁判所の認可決定ありたるときは、調停は裁判上の和解と同一の効力を有するものとして居る。

法案が何故に諸外國の例に倣て小作爭議に對し仲裁々判を爲す制度を建てないで、和解を爲さしむるを目的とするものを設くるに止めたかといふことになれば、其所には理論上の理由よりも理論以外の理由が多々あることであらう。又純乎たる政策上の見地より出た理由よりも、政策外の寧ろ之を傷くるやうな多くの理由があることなのであらう。けれども私は今其等の事に關しては彼此想像を逞うしたくない。たゞ私としては、小作爭議を比較的簡單な問題と考へ、其の社會

2) 拙著『社會問題及社會運動』一九八頁

的の意義と經濟的の意義とを比較的輕く見ることの政策上頗る危險なるべきを思ふ者である。之を簡單に考へ輕く見るが爲めに、居中調停くらゐな所で借地借家調停と同一様のことをして置けば、大抵小作爭議は片付くだらうなどと考ふることの、頗るお目出度い話で然かも甚だ危險なるを思ふ者である。ともかく調停法でも作つてそれでお茶を濁さうといふやうな不誠實なことならば、彼此いふべき限りでないが、若し眞實に國を憂ひ社會的の病禍を治療せんとする政策上の見地からするものならば、之はどうしても今少しく問題を重大に見て、今少しく有效なるを得べき制度を立てる必要がある。僅かなる調停法の如きを以てして、我國現在の小作爭議の治平に對して何程の効果が豫期し得られるであらうか。居中調停くらゐで事が鎮まるものならば、別に調停法などいふものがなくとも、任意に行はるゝ郡長や村長や小學校長や巡查や村の顔役やの調停で事は濟む筈である。それ等が現在行はれて、然かも殆んどそれでは手に追へなくなつて來たのが、現今の實狀である。此の實狀に對して、今更調停法が出來て見た所で、あの法案の示すやうな調停機關と調停の効力を以てしては、餘り多くの効果は期待され得ないであらう。

然し此點を論ずることになれば、進むで少しく、調停機關の組織に就いて見る所がなくてはならぬ。

三 調 停 機 關

仍て進むで小作爭議調停機關に就いて見るに、小作調停法案に於ては調停は調停委員會に依て行はるゝものと爲し、その委員會は調停主任一人及び調停委員二人以上を以て組織するものとして居る。そして調停主任は判事の中より毎年豫め地方裁判所長之を指定するものとし、調停委員は當事者の合意に依り選定せられたる者又は爭議の調停に適當なる者の中より調停主任之を指定すと定められて居る。此の委員會の組織はやはり之亦彼の借地借家調停法に於けると同巧に出てたもので、範を彼に取つたものたるは論を俟たぬ。³⁾

即ち小作調停委員會は爭議當事者双方合意の上之を選定した者は別だが、然らざる者は、たゞ爭議の調停に適當なる者の中から調停主任が之を指定するのであつて、如何なる人を指定せうとも、たゞ其人が調停に適當なる人たれば足り、地主の階級中より之を探るとも小作人の階級中より指定することも將又全く局外者中より指定することも、それは全然自由にせられてある。此點は諸外國に於ける小作爭議調停機關が、主任者は別とし、委員は必ず地主の側と小作人の側とより双方同數づゝ之を出すべきものとなつて居るので、頗る其趣を異にして居る。惟ふに小作調停法案は、元來爭議に對して居中調停を爲すを目的とし、諸外國の如く之が仲裁々決を爲すものでない

3) 借地借家調停法第十六條參照

のだから、其の調停委員の指定に就いては、地主の側とか小作人の側とかいふことに拘泥する必要はなく、たゞ適任者でさへあれば誰でもよいとしたものであらう。併し私は此點に就いては、大いに異論なきを得ない。

先づ歐洲及び其他の主なる諸國の實例から之を見るに、獨逸國に於ける一九二〇年の小作保護法に依る小作爭議仲裁々判制度は、仲裁々判所を以て裁判長及び臨時陪席員より成立つものとし、裁判長は裁判官又は高等行政官の資格あるものたることを要し、臨時陪席員は地主及び小作人の階級より各半數宛を出さしむるものとして居る。又同國普魯西に於ける一九二〇年の小作保護法に依る小作爭議仲裁々判所も、裁判長及び陪席員より成立するものと爲し、裁判長は原則として判事を以て之に當つるものとし、陪席員は地主及び小作人各二人宛を以て成立つものとし、然かも陪席員は必ずしも男子たることを要せずとして居る。

次に伊太利に在つても亦一九一七年に制定されたる農業契約并農業勞働に關する特別規定に依る勞働小作爭議仲裁制度は、やはり仲裁委員會を組織するものとし、その委員會は委員長一名委員四名より成立するものとし、委員長は判事之に當り、委員中二名は地主側より他の二名は農業勞働者(小作人)側より委員長の命令により選出せられたるもの之に當ることとなつて居る。又同國に於ける農業代議及農業仲裁制度法案に表はれたる農業仲裁制度は、團體的爭議を取扱ふ所

4) 『諸外國に於ける小作爭議仲裁制度要綱』三三頁
 5) 『諸外國に於ける小作に關する法令』六八—九頁
 6) 『諸外國に於ける小作爭議仲裁制度要綱』三五—三六頁
 同上要綱三九頁

の州仲裁委員會と、主として個人的爭議を取扱ふ所の裁判區委員會とより出來て居るが、前者に於ける仲裁委員會は委員長一名副委員長一名及び(イ)地主(ロ)中間小作人(直接耕作に従事せざる借地人)(ハ)分益小作人(ニ)普通小作人(直接耕作に従事する借地人)(ホ)給料を受くる者の各階級を代表する正委員二名及補助委員二名より成るものとする。そして後者に於ける仲裁委員會は、委員長一名と右掲各階級より選ばれたる二名宛の委員より成立つのである。⁷⁾

總べて斯の如く諸外國の小作爭議仲裁機關は、判事(又は行政官)と爭議當事者の双方の側を代表する意味に於て其の階級の中より同數宛選ばれたる者を以て組織することになつて居る。惟ふに諸國の制度が申し合せたやうに、斯かる組織方法を探つて居るのは、一般的に調停仲裁のことは、爭議當事者が十分に之を信任する人々の組織する機關に依て行はるゝに於て甫めてよく有効に行はるゝを得るもので、地主と小作人と、資本主と勞働者と各々自己階級に屬する者の中より同數づゝ調停委員なり仲裁委員なりが出ることになれば、各側の委員は其の所屬階級の利益を代表するものと考へられるから、爭議當事者は安神して之に信賴するを得、從て調停や仲裁が正當に又有効に行はるゝを得るからだとせなければならぬ。是れ此種の機關が工業方面に於ける勞働爭議に關しても、常に同様の主旨の下に、右様の調停機關や仲裁機關を組織する所以である。英國に於ける勞働爭議仲裁制度を見てもさうなつて居るし、⁸⁾新知蘭の和解局も其の役員は最多數

7) 同書四三頁四六頁

8) 拙著『社會問題及社會運動』二〇一頁

五人とし就中一人を除きて他は登記されたる労働組合及び雇主組合より同數づゝ選出し、此等の者が局長を選擧することになつて居る。⁹⁾又佛蘭西の労働審判所も、労働者又は被傭人と雇主と双方より選出せられたる同數にして少くとも二人以上の審判員を以て組織さるゝものとし、¹⁰⁾北米合衆國に於て一九一三年に制定されたる仲裁制度も同様の方法を探り、¹¹⁾獨乙の工業裁判所も亦裁判長以外は雇主及び労働者双方より少くとも二人宛選出したる者を以て組織するものとせられた。¹²⁾諸國の制度が斯くの如くなつて居るのは、要するに之れ多年の經驗が、斯くの如く爲すにあらざれば、到底有効にして圓滑なる調停仲裁を爲すを得べからざるを教ゆるに至つたからのこと

で、特に現時の労働爭議や小作爭議の如きが、漸次益々明白に階級闘争たる色彩と實質とを有するに至り、それは動かすべからざる事實として、議論以上の存在を有するに至つた爲めに、此の事實は卒直に之を認めて、其の爭議の治下の爲めには、やはり階級的色彩を帯びた調停及仲裁機關を組織することが、政策上當然で然かも賢明なる策だからである。

然るに今我國に於て折角作られんとする小作爭議調停機關が、此の明白なる先例にも頓着なく、或意味に於ては、斯く階級爭議に對する階級的色彩を持つた調停機關たることを避けて、調停及仲裁機關としては、殆んど其の組織上欠くべからざる要件とも見らるべき所のもの、殊更に欠がんとする態度は、如何にも不可解のものと言はねばならぬ。然らざれば著しく時代後れの

9) 同書二〇七頁
10) 『諸外國に於ける小作爭議仲裁制度綱要』五四—五五頁
11) 同書五八頁
12) 同書五二頁

ものと謂はねばならぬ。法案の作製に際し其業に當りたる者の間に、右等諸國の實例や其間に存する理由やが、了解されて居なかつたのならばまだしもだが、そのよく了解されて居たことは、註掲諸參考書が悉く其の實例を提示して居る所に照し見るも明かである。

之を知り乍ら敢て之を行はなかつたとすれば、立案者に於て別に見る所あつてのこと、謂はねばならぬ。然らば其の別に觀る所とは何か。若しそが我國の小作爭議は獨り諸外國に對する除外例を爲し、決して階級鬭争にあらすと見たるものならば、これほど事實を洞察するの明なきものはないと評すべきである。我國の小作爭議が、今や隨所に於て、明々白々に農村階級鬭争たる實狀を示すに至りつゝあることは、掩はんとして掩ふべからざる事實である。それが引いて村治の上に表はれ、日常社交の上にて表はれ、學校子供の間にすら其姿を示しつゝあることは、心ある者の最も恐れ最も憂ひつゝある所と謂ふ外はない。此の明白の事實を見て知り得ないものとするれば、其の特勢を解する明なきに驚く外はなく、之を見之を知り乍ら、之を階級鬭争たる名を以て解釋するを恐れ又は厭ふものならば、これ洵に名の爲めに實を無視せんとするものと謂はねばならぬ。

併しそれは何れにしても、小作調停法案の作らんとするが如き調停機關を設けて、それで十分よく調停の効果を擧がるべき見込があるならば、強いて彼此論する必要はない。所が地主階級は

いざ知らず、小作人階級の間にて、斯かる調停機關では、小作人階級の利益になるやうな調停少くとも公平なる調停の行はるべき見込はないと考へ、それが爲めに小作調停といふ制度そのものに對して頭から不信任の態度を取り、殆んど多く之に對して期待を持たず、頗る輕蔑したる態度を示すあるは、洵に止むを得ざる所と謂はねばならぬ。然かも思へば、小作人が斯かる態度を執るは彼等としては尤もなことたらざるを得ない。なせなれば、調停委員がたゞ調停主任の指定によつて廣く社會の人々の間から選ばれることになれば、其人々は多くは資本主階級か智識階級かそんな所から選ばれるにきまつて居り、此等の人々は先づ大抵地主側の味方たり少くとも其の同情者たるに外ならずと小作人達の考へるのは、我國現時の社會實狀に於ては謂はゞ當然のこととせなければならぬからである。而して小作人側に於ける此の態度は、あの小作調停法案が昨年秋新聞紙上に發表せられて以來の實狀、即ち獨り小作人側に於けるのみならず一般的に農村に於ける頗る冷淡なる態度や明白なる反對の聲に照し見ても、之を窺ふことが出来る。あんなものが出來たとして大して邪間にもならぬが、其代り在つたとして殆んど多く物の役に立つものではないといふほどの考しか、行はれては居ないのである。然らざれば、之れに依り地主階級が又更らに小作人階級を壓迫する機關を作るものだとすら一部類の人々の間には考へられて居るのである。

四 調停の働きと効力

次に致ふべきことは、調停の働きと効力如何といふことであるが、之は前にも一言したやうに、小作調停法案に於ては、たゞ和解を爲さしめ、その和解は裁判上の和解と同一の効力を有するものとせんとして居る。若し調停制度を以て單に公平なる第三者の居中調停により當事者の和解を爲さしめんとするのみの目的を有するものとせんとすれば、其の調停の効力を裁判上の和解と同一のものに止めんとするは、當然のこととせなければならぬ。然し今茲に問題となることは、調停の働きと効力をしてたゞそれだけのものたるに止めしむることが、今日の農村の實狀に對して、小作爭議調停の制度を造り、之をして多少ともに時局收拾の用に資し、農村に平和を將來する上に貢獻せしめんとする、其の目的に沿ひ得るや否やといふことである。私は上に既に之を論じた所に依つても明かなる如く、たゞ單に和解制度としての調停機關を設くるだけのことを以てしては、現時の白熱せる小作爭議の鎮定に對して、殆んど多くの効果なかるべきを信ずるものである。その制度がよいか悪いかは別問題として、たゞ此の調停制度をして少くとも制度としてやゝ効果あるものたらしめんが爲めには、私は之をして一面には和解制度たると同時に一面には又進むで仲裁々判を爲す所のものたらしむることの必要なるべきを思はざるを得ない。和

解と仲裁々決とは互に關聯したものであるから、小作爭議に對して和解を爲さしむべき調停機關の存することは、そが進むで同時に仲裁々決をも爲し得るものたる限りに於ては必要のことであるが、そがよく制度として有効のものたり得んが爲めには、若し調停に依り和解の成立し得なかつ場合には、調停委員會は進むで自己の所見に依て仲裁々決を爲し、その仲裁々決には、之を強行し得べき効力を持たしむることが必要だと思はれるのである。

調停委員會が、當事者に對して和解を勧め其の和解條款を作りて示し之に依て當事者間に和解を成立せしむることを爲す迄は、その働は飽迄調停的であるが、其の和解調停の出來ない場合には進むで仲裁々決を爲すといふことになれば、最早其働は調停ではなくて一種の裁判をするものである。然かも此の兩様の働が連續して同一の小作調停機關——若し調停機關といふが不適當ならば小作仲裁機關——に依て行はるゝを得るものと爲さば、そがたゞ單に和解の爲めの調停機關たるよりも社會的に遙かに有効のものとなり、斯くするに於て甫めて小作調停制又は小作仲裁制は制度として社會的に有意義のものとなり得るとせなければならぬ。

現今歐洲諸國に存する此種の制度は、上に述べ來つた所に依つて既に大抵之を知り得べきが如く、多くは皆之れ小作爭議仲裁々判を行ふ爲めの制度である。賦に之を云へば、一九〇八年に制定されたる英蘭及ウエールスの小作法に依る仲裁々判制度も已にさうであつて、仲裁人の下した

る判決は、當事者及び當事者を通じて主張を爲す者に對して、終審にして且つ拘束力を有するものとせられ、¹²⁾蘇格蘭に於ける「クロフター」委員會及び土地裁判所に就いて見るも「クロフター」委員會の爲したる決定は最終の決定たるものとせられ、¹³⁾又土地裁判所については、法律問題たると事實問題たるを問はず、土地裁判所は凡ての事件を聽取し且決定するの全權及び裁判權を有し、他の如何なる裁判所も土地裁判所の命令又は決定を修正するを得ずと定められてある。¹⁴⁾尤も此等は純然たる裁判所であるが、尙ほ獨逸に於ける小作爭議仲裁々判制に就いて見れば、一九二〇年の小作保護法に依る小作爭議仲裁々判所は其の權限に屬する諸事項に付き判定を爲すの權限を有するものとし、¹⁵⁾又同年普魯西のそれは、裁判は當事者の訴に依りて之を行ひ、先づ當事者に和解を勧め和解の成立せざる時は判決を爲すものとし、此の判決は最後の判決にして其の内容は當事者間の契約の内容となるべきものとせられた。¹⁶⁾又一九一七年の伊太利小農保護及小農地設定に關する法律に依る小作爭議仲裁委員會も、訴ありたる場合には先づ當事者間の和解を勧め、和解成らざる場合には仲裁決定を爲すものとし、仲裁委員會の決定に對し不服なるときは、該決定が越權又は無能なる場合に於てのみ地方裁判所に上訴するを得るものとし、之が判決を以て終審とすることゝして居る。又同國に於ける農業代議及農業仲裁制度法案による農業仲裁に在つては、州仲裁委員會の降したる判決は絶対の効力を有し、之に對して何等の訴願も許さざるものと

12) 『於ける小作爭議仲裁制度綱要』五頁
 13) 國一三頁
 14) 諸書一四三頁
 15) 同書一三七頁
 16) 同書一三七頁

せんとして居る。¹⁷⁾

要するに諸國の制度は多くは和解機關たるばかりでなく仲裁々判を爲し得る機關を設くることになつて居り、其の仲裁々決の効力には國々に依り固より多少の相違あり、直ちに判決たる効力を持たせたものもあれば、さうでないものもあるが、とにかく仲裁機關が自ら進むで仲裁々決を爲し得るものとして居ることは、其の制度の有効性を考ふる上には、十分注意を拂ふ必要ある點とせなければならぬ。而して其の仲裁々決が判決たる効力を有すれば勿論のことだが、直ちに判決と見得ないまでも、之に従はざる者には罰金を課する等の方法に依つて之を強行することになるに於て、其の仲裁制度は最も有効の働を爲し得るものとせなければならぬ。

我が小作調停法案に於ては、その第三十一條第二項及第三項に、若し期日に於て調停成らざる時は調停委員會は適當と認むる調停條項を定め其の調書の正本を當事者に送付すべきものと爲し、當事者が其の送付を受けたる後一月内に調停委員會に異議を述べざる時は調停に同意したるものと看做すこととして居る。されば調停委員會は自ら進むで調停條項を定むべきものとはなつて居るが、其の決定には何等の拘束力が認められず、之に服すると否とは全く當事者の自由選擇に委せんとするのである。従てその場合の決定は當事者に對してはたゞ道德的の効力を持ち得るばかりで、法律的には何等の強制力なく、之を爲し得るに止まる調停委員會は仲裁々判を爲す

ものとは勿論謂ふことが出来ぬ。

然し私は前に述ぶるやうに、若し此の制度をして多少ともに有効のものとなさんと欲するならば、和解の成らざる場合には、委員會は自己の見る所に従て強制力を有する判定を爲すを得るものとすることの、頗る重要なるべきを信ぜざるを得ない。

然るに或論者は、若し小作爭議調停機關をして斯くの如き判定を爲し得る權能を有するものたらしむるに於ては、それは一つの裁判制度となる次第だが、斯かる特別なる裁判制度を造ることは、我國の憲法の下に於ては許されぬものだと論せんとして居る。即ち論者の見る所では、我が憲法には其の第二十四條に「日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權利ヲ奪ハル、コトナシ」と明示されて居り、又其の第五十七條に「司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ。裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム」となつて居り、又第五十八條には「裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ備フル者ヲ以テ之ニ任ス」となつて居るから、法律の之を認めたる判事以外の者に依て裁判の行はるゝことは出来ない。而して判事たる者は法律學を修め法律の事に明るき者たるを要するは解釋上疑なき所である。然るに今小作調停に於て、地主側及び小作人側から各々同數の委員を選出して之に判事が一人加はつて、それで以て仲裁々判を行ふ機關を造ることゝなすが如きことあらば、それは明かに右の條規に悖つたもので、日本臣民は斯かる者の裁判を受け

なければならぬ筈はなく、それは憲法違反とせなければならぬといふものゝ如く思はれる。

私は法律學に對しては全くの素人だから、論者の所論には右以外だけ深い理由が存するか、よく知り得ないが、たゞ私だけの素人論から行けば、今小作仲裁々判の制を作らうとするならば、決してそれは不可能なことではなく、又憲法違反にもなり得ないと思ふ。即ち我が憲法はたゞ日本臣民は法律で定めたる裁判官の裁判を受くる權利を有するものたることを認め、その裁判官の資格は之を法律で定むべきものとして居るに過ぎないのだから、今小作仲裁々判に關する法律を制定し、法律で以て仲裁々判官たる者の資格を定め、普通の裁判に對する一の特別裁判と爲し、裁判所構成法に對して一の特別裁判所構成法に當る法律を小作仲裁々判所に關する法律として制定しさへすれば、それで少しも憲法の條規に牴觸する所はなく、憲法が保障せる日本臣民の權利を奪ふことゝはなり得ない。

又之を立憲政治の精神といふやうな方面から考へて見ても、今小作爭議の如き社會的大家實に對して、然かもそれが現時の社會問題として、普通の勞働問題同様に、一種の階級鬭争たる實質を備へたるものに對しては、たゞ之を法律學を修め國家試験に合格せることに依つて判事となれる普通の裁判官の裁判にのみ委するよりも、其の事件そのものゝ性質から見て、之が裁決に最も適當なりと思はるゝ道筋に沿ひ、各當事者の階級より選ばれたる同數の委員と裁判長たる普通の

判事一名とより成る仲裁々判機關に依つて之を判定する方が、一層よく民權を重んじ自治的政治を尊ぶ所の立憲政治なるもの、精神に適合すると謂はねばならぬ。惟ふに斯かる仲裁々判制が立憲政治の精神に適合せるものなればこそ、普通の勞働爭議に對しても、小作爭議に對しても、諸多の立憲國の間に仲裁々判制が採用せられて居る次第で、英國の如き立憲政治の本家本元たる所に於てすら、夙に此種の仲裁々判が認められて居る次第である。吾々素人の見る所を以てすれば、すべて立法にしても既成法の解釋にしても、それは時勢の推移に應じて行はねければならぬ。或る限定されたる範圍以外に立法の餘地なく、窮窟なるステレヲタイプ式な規定以外に規定なく、頗る固陋な解釋以外に解釋なきものと考ふるが如きは、抑も法治なるもの、眞精神を辨へざるものと謂はねばならぬ。

だから私は、小作爭議仲裁々判制の我國に於ける實行不可能を法律上の見地より信せんとする論者は、彼の陪審制の我國に於ける不可能を法律上の見地より信せんとするに似たやうな者で、其の見解には、解釋論としても立法論としても、政策論としても、承服することが出來ぬ。

併し萬一私の素人觀が法學的に根本的に間違つて居て、どうしてもそんな階級代表委員制に依る仲裁々判が我國法の下に於ては行はれ得べからざるものならば、私は百歩を譲つて次のやうな仕組にしてもよいかと思ふ。即ち小作爭議に對する調停機關としての調停委員會は、たゞ和解的

調停をのみ爲す権限を有するものとし、その委員會は、調停主任たる判事一名と、地主側及び小作人側より同數宛選ばれたる委員とに依つて組織さるゝものとする。而して此の調停委員會で和解的調停が成立てばそれで勿論結構だが、若し調停成らざる場合には、その係争事件は之を裁判に移すものとし、其の裁判は普通の裁判所に於て行ふこととし、たゞ少しく裁判所構成法を改正して、其の事件を取扱ふべき判事をば普通の判事中より補任することとし、又其の事件の裁判はやゝ特殊な便宜な取扱の出来るやうなことにするのがよからうと思ふのである。又場合に依つては、此の裁判は少年裁判所などに於て其例を見るが如く、之を一の特別裁判所の所管と爲し、其の判事は普通の判事たる資格を備へたる者の中より補任し、以て小作争議に對する仲裁々判を行ふと同時に、調停委員會に於ける和解に何等か法律上の疑義ある場合に之を裁定する覆審院としての働をも爲すものとしたらよいかと思はれる。

此種の方法を以てすれば、調停委員會の方はたゞ和解的調停を爲す迄で仲裁々決をせないのだから、其の委員たる者に判事たる資格の必要でないことは申す迄もない。それに又仲裁々決の方は現今認められて居る資格ある判事が之を行ふのだから、之亦現行法を改めたり又特別法を造つたりして新たに仲裁々判の判事たる資格を別様に定むる必要もない。たゞ實際その判事の補任の行はれる際、農業經濟其他に就き相當の智識を備へ且又一般常識の發達したやうな人を判事中か

ら選むで、之に補任すれば事足る次第で、之は司法省で指定しても又は地方裁判所長の指定に委かせてもよいことである。そして此種の制度を建つるに就いては、濠洲及び新加蘭に於ける労働爭議の和解及び仲裁制度に照し見れば、其所にやゝ之に似たる先例も見出し得られ、又その制度の實際上の效果も窺ひ得られ、大いに参考となるべものがある。¹⁸⁾

要するに私は右二方法中その何れかの方法に依つて、小作爭議に對する調停は、たゞ單に之を和解的調停たるに止めず、然かも又その調停條項に服すると否とを當事者の自由のみ委かせず、之を強制し得る道を致ふると同時に、和解より進むで仲裁々判に入り、判決として決定の與へられるを得る制度を作るに於て、甞めてその調停はやゝ有效なるを得るものと信ぜざるを得ない。

五 制度の效果

總べて上の如く觀ることに依て私は、小作制度調査委員會に依て作製せられたる小作調停法案なるものは、それが飽迄居中調停を行ふを以て目的とし、又之を行ふだけで以て満足せんとした爲めに、其の調停機關の組織に於ても、又その調停の働きと効力とに於ても、甚だ不徹底なものたらざるを得なかつたことを認めざるを得ないと同時に、私一個としては、大いに之を遺憾とし、

之が爲めに折角造られんとする小作爭議調停の制度をして、頗る中途半端な從て甚だ効果の薄きものたらざるを得ざるに至らしむべきを恐れざるを得ないのである。

けれども私は、それがよし仲裁々判の制度を作ることゝなり得たりとするも、その仲裁々判に對しても亦、餘り多くの効果の望み得べからず、社會政策上の見地よりして餘り多くの期待の之に向けられ得べからざることは、等しく之を認めざるを得ざるものである。

なせなれば、和解制度にせよ仲裁制度にせよ、その制度が有効に働き得んが爲めには、爭議當事者が地主側に於ても小作人側に於ても、將又資本主側に於ても労働者側に於ても、よく其の制度を信任し、その制度の働きを望み、係争事件を之れに附して其の解決をつけることに同意し、謂はゞ双方側ともよくその制度を利用する所あるを必要の條件とする。當事者が爭議を調停や仲裁々判に附するを好まざる場合には、國家が強制的に之を調停や仲裁に附せしむることゝ爲すを得るものならば別問題だが、犯罪と異り、元來私法關係に於ける爭議を斯く強制的に裁判に附することは、先づ出来難いもので、強いて行つて行はれないことはないにしても、現時の法律觀念や社會生活の實狀を以てしては、斯かる裁判強制は少くとも不穩當なるを免れ能はざるものたる限りは、どうしても此種の制度の有効性は、係争當事者が之を信任しよく之を利用することに繋がる所大なりとせなければならぬ。されば大抵の國に於て、調停及び仲裁々判は當事者の申立又

は訴によつて之を行ふものとなつて居り、現に小作調停法案も當事者の申立に依り調停を行ふものとして居る。然るに現時一般の傾向を察すれば、工業や交通業や鑛山業や其他の普通労働者の間には、仲裁々判に對して甚だ好意を缺けるものあり、其の行はれることは、却つて労働者の自由を束縛し、その労働運動を妨げ、その當然の權利を縮小するものとして、寧ろ之を排斥し、進むで之を利用せざるばかりでなく、制度そのものを不都合のものと見る風が、露骨に表はれて居る。そして其の傾向は農業労働者の間にも波及し、小作人も亦其の傾向に沿つて行かんとする實狀の察すべきものあるからである。

現に亞米利加に於けるフェデレーションヨナリストの如きですら、仲裁々判制度には反對の態度を示し、例のゴムベースの如きも明かに其の意見を公にして居る程である。²⁰⁾まして之よりも左傾せる方面に於て反仲裁々判制、反調停制の氣風の強きは言を俟たざる所とする。即ち其の見る所によれば、労働者が労働運動を行ひ其爲めに労働爭議が起り、場合に依つては労働者がストライキを行つたりボーイコットを行つたりするのは、労働者としては、現時の社會生存上に於て又經濟活動場裡に於て、労働者が有する唯一の武器で、唯一の有力なる權利主張の道である。されば此の武器を奪はれたり、又は其働を鈍らすやうな制度の出來たりすることは、社會が労働者に對して角を奪ひ爪を切るやうなもので、労働者にして其の取扱を甘受するに於ては、労働者は何時迄

19) 『諸外國に於ける小作爭議仲裁制度綱要』三七頁四一頁四五頁五〇頁

20) S. T. Beman, Selected Articles on the Compulsory Arbitration and compulsory investigation of Industrial Disputes, N. Y. 1920, p. 149

も資本主の制御の下に屈從せねばならぬこととなる。之は労働者として到底堪え得べからざる所で、斯くては労働者の解放と其の運命の開拓との行はれ得べき望は、永久に到達せないことになるから、斯かる制度には反對せざるを得ないといふのである。

そして此の反抗は、主として國家がストライキ其他の労働爭議に對し、之を社會的不安を醸すものとして、社會一般の利益保護と平和保持との爲めに、之れに干涉し、強制的に之を仲裁々判に附し、その判決を又強制的に執行せんとする態度に對する反抗で、その意味の強制仲裁々判制を非なりとする議論ではあるが、然し一般的に仲裁々判制を好まない風あるは掩ふべからざる所に屬する。されば爭議を仲裁々判に附することが強制せらるゝわけではなく、之に附すると否とは當事者の自由に委かされて居り、たゞ之に附すべく訴の起された以上は其の判決を強行する意味の強制であつても、労働者は、やはり之を以て自由の行動と當然の權利とを縮小するものとして、之を喜ばざる風がある。従て自ら進むで爭議を仲裁々判に附することは、労働者側に於ては餘り好むで行はれる所ではない。雇主側からの訴に依て之が仲裁裁判に附せられたる場合にも、なるべく之に承服せざらんとする次第なりとする。而して此の氣風は、そが獨り工業其他の労働者の間に存するに止らないで、農業方面にも及びて居るのは言を俟たざる所である。小作爭議も亦一種の労働爭議として其の社會的意義を成すものたるからには、小作人の間に於ても亦斯

かる氣風の存するは、奈何ともし難き所とせなければならぬ。

要するに現今小作人といはず普通労働者といはず、一般的に労働者の間には、鬭争的氣分が強く、運動に依つて主張を貫徹し、戦に依つて地歩を造らんとするのが、争議の生命で、争議の頻發するは抑もかゝる鬭争的氣風の旺なるものあるが爲めなりとせば、今たゞへ小作争議にせよ一般労働争議にせよ、之に對して仲裁々判制が設けられたからとて、それに依つて争議が片端から解決せられ、應て争議は跡を絶つに至り、社會的平和が將來されて、小作問題や労働問題やの解決が之を端緒として行はれ得べしなどは、所詮考へられぬ所である。當事者双方の側から其の階級を代表する委員を出して造る仲裁々判制ならば、その設けられるは政策上から之を觀て、固より設けられぬに優るだらうけれども、それが設けられることに對して、餘り多くの効果を期待するは、事理と實狀とを解せざるものとせなければならぬ。そして其事は仲裁々判制度に於て已に然る所である。ましてそれよりも遙かに效果の薄き單純なる調停制に於てをや。最後に今一度繰返して置くが、今日の小作争議や一般労働争議の如きは、そんな菜切り鉋丁みたいなもので料理の出来るやうな、柔かい骨のないものではないのである。(二月十日稿)